

県立学校長殿

岡山県教育委員会教育長

学校における児童生徒等の新型コロナウイルス感染症の陽性者に  
係る濃厚接触者の特定及び行動制限等について

このことについて、これまで令和4年7月25日付け、教保健第143号により御  
対応いただいておりますが、このたび、次のとおり濃厚接触者等の待機期間について  
見直しましたので、この通知をもって適切に御対応ください。(改正箇所は太字下線)

## 記

### 1 濃厚接触者及び濃厚接触者に準ずる児童生徒等について

- (1) 濃厚接触者とは、陽性者と生活を共にする家族や同居者をいう。
- (2) 濃厚接触者に準ずる児童生徒等については、学校は、陽性となった児童生  
徒等から行動歴を聞き取り、次の範囲(※)での特定を行う。

※ 陽性となった児童生徒等の感染可能期間(発症2日前から)に接触した児  
童生徒等のうち、会話(※1)の際にマスクを着用していないなど、感染  
対策を行わずに飲食を共にした場合等

(例)

- ・昼食、更衣、運動の際にマスクを着用せず、目安として1メートルの距離  
で約15分以上の接触があった場合
- ・寮や寄宿舎等において同室の場合
- ・長時間の接触(1時間程度、車内同乗等)があった場合

### 2 濃厚接触者及び濃厚接触者に準ずる児童生徒等の自宅待機期間について

自宅待機期間は、5日間(出席停止の扱い)とする。

ただし、2日目及び3日目の抗原定性検査キット(薬事承認されたものを必ず用  
いる)(※2)を用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除を可能とす  
る。

また、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認をするなど、  
感染対策の徹底をすること。

※1 大声や飛沫が飛ぶ会話を想定

※2 ・抗原定性検査キットは自費検査とする

・薬事承認された検査キットの情報(厚生労働省ホームページ)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)

### 3 その他

- (1) 臨時休業等の対応について、学校から保健所に問い合わせることは控えること。
- (2) 教職員については、取り扱いに変更はありません。(令和4年8月2日付け、  
福健第172号参照)

**【本件問合せ先】**

- ・児童生徒等について

岡山県教育庁保健体育課 健康・安全教育班

TEL：086-226-7591

- ・教職員について

岡山県教育庁福利課 健康管理班

TEL：086-226-7604